

鳥上小学校PTA会則

(名称および事務局)

第1条 本会は、鳥上小学校PTAと称し、事務局を鳥上小学校に置く。

(会員・組織)

第2条 本会は、鳥上小学校児童の保護者及び教職員を会員とし、竹崎（船通山、日向側・山根側・中糶・追谷・山郡）、大呂（中丁・福頼・山県・代山）の2地区から各1名の評議員を互選により選出して評議員会を構成し会の運営を図り、学級PTA・各地区PTA及び研修・体育環境・学年委員の専門部を置いて諸活動を推進する。

(目的)

第3条 本会は、学校と家庭が相互に啓発し合い、児童教育の向上を図るとともに、教育上の諸問題解決のため、積極的に寄与することを目的とする。

(運営)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1 総会 会務・予算・決算の報告、重要案件についての協議。
- 2 評議員会 会の運営や活動についての基本的事項を審議し決定する。
- 3 学級PTA 学級や児童の問題について協議し、学級運営に協力する。
- 4 各地区PTA 各地区を中心とした児童生活の諸問題について協議し指導する。
- 5 専門部 研修部は、講演会・映画会・見学等を企画推進する。
体育環境部は、ハッピースマイル運動会・環境整備等を企画推進する。
学年委員部は、研修会参加（親子教育・親子関係等）等により研修を深める。

(役員・選出・任務・任期・召集)

第5条 本会には、次の役員を置く。その選出・任務・召集は次の通りとする。

- | | | |
|------|----|--|
| 会長 | 1名 | 評議員会において会員より選出する。
会長は会務を総括し会の運営にあたる。
会長は評議員会並びに総会を召集する。 |
| 副会長 | 2名 | 会長と同様に選出する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。 |
| 女性代表 | 1名 | 役員の中から会長が指名する。(但し、役員に女性が含まれない場合は、会員から選出する。) |
| 評議員 | | 会員の各地区（竹崎、大呂）を単位とし、その中から1名を選出する。
評議員は各地区担当の教員と協力して会の運営に参画する。 |
| 学年委員 | | 会員の子弟の所属する学年を単位とし、その中から2名選出する。ただし、会員の子弟の所属する学年が複式学級または学年の児童数が6名以下の場合は、その中から1名を選出する。
委員は学級担任教師と協力して会の運営に参画する。
学級PTAの召集は学校と協議の上、委員が行う。 |

専門部委員 若干名 会長・副会長・監査員・評議員は互選により、いずれかの部に所属する。
委員は評議員会の決定に基づき、第4条第5項事業の推進にあたる。
学年委員部は、学年委員で組織し、部長・副部長をおく。

幹事 若干名 会長の囑託により、会の事務を執る。

監査委員 2名 会長と同様に選出し、会計監査を行う。
監査委員はその結果を評議員会並びに総会に報告する。

各委員の任期は1カ年とする、(ただし、再任を妨げない。)
欠員のできた場合はそれぞれの方法で選出し、前任者の在任期間を勤めるものとする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。
顧問は評議員会において会長が推薦し決定する。
顧問は、本会の重要案件につきその諮問に応ずる。

(経費)

第7条 本会の経費は次に掲げるもので支弁し、会計は毎年決算する。
1 会費(会員負担) 2 寄付 3 事業による益金

(付則)

第8条 本会則実施のための細則は評議員会に諮り、会長が定める。
本会則は、評議員会において削除または追加することができる。

本会則は昭和58年4月20日より効力を生ずる。

平成2年4月10日 一部改正

平成7年3月25日 全

平成9年3月21日 全

平成13年4月27日 全

平成17年4月27日 全

平成18年4月27日 全

平成19年2月21日 全

平成21年2月20日 全

平成30年2月23日 全

横田小学校 P T A 会 則

- 第1章 名 称**
- 第1条 本会は、仁多郡奥出雲町立横田小学校 P T A と称する。
- 第2章 目 的**
- 第2条 保護者と教員が、緊密且つ賢明な協力のもとに、学校・家庭及び社会において、児童の福祉の増進を図り、明るい子供の育成にあたる。
- 第3章 会員及び経費**
- 第3条 本校児童の保護者と教職員及び本会の目的に賛同するものをもって会員とする。
- 第4条 本会の経費は、次のものをもってあてる。
1) 会費 2) 寄付金 3) 事業収入
- 第4章 役員・委員及び事務局**
- 第5条 本会の役員は次のとおりとする。
・会長…1名 ・選任副会長…1名 ・副会長…2名 ・監事…2名
・幹事…若干名 ・評議員…若干名 ・地区連絡員…若干名 ・学年委員…若干名
- 第6条 本会の事務局は横田小学校におく。
- 第7条 会長・副会長・監事の選出は評議員会・各学年の学年委員会で行い、総会の承認を得て決定する。幹事は会長が指名する。評議員・学年委員は各学年において選出する。地区連絡員は各地区において選出する。ただし、役員別の選出は次のとおりとする。
1) 会長は前年度の選任副会長が継続して役に就く。
2) 選任副会長は前年度の4年生学年委員会で該当学年保護者の中から選出する。
3) 副会長は前年度の3年生・2年生学年委員会で該当学年保護者の中から各1名選出する。
4) 監事の内、1名は前年度の1年生学年委員会で該当学年保護者の中から選出し、もう1名は新年度入学児童の保護者の中から評議員会が選出する。
5) 各役員の選出は評議員会が集約し、総会の承認を得て決定する。
- 第8条 役員任期はすべて1年とする。ただし、再任は問わない。
- 第9条 役員職務は次のとおりとする。
1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会、役員会、評議員会の議長を務める。
2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
3) 監事は、本会の会計を監査する。
4) 幹事は本会の庶務、会計を担当する。
5) 評議員は専門委員会を組織し、本会の目的を達成するため事業等の企画推進にあたり、本会と会員との連絡にあたる。
6) 学年委員は各学年での事業の推進と学級会計の監査を担当し、学年内における会員相互の連絡にあたる。
7) 地区連絡員は各地区での事業の推進を担当し、地区内における会員相互の連絡にあたる。
- 第5章 会 合**
- 第10条 本会に次の会をおく。
1) 総会 年1回以上開催し、予算・決算・事業計画の承認と会則の変更を行う。
2) 役員会 会長、副会長、監事、並びに幹事をもって構成し、本会の運営及び事業計画、予算原案の作成及び決定事項の遂行にあたる。
3) 評議員会 学年委員と地区連絡員を除く全ての役員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として役員会から提案された原案について審議し、本会の会務遂行に参画する。
4) 専門委員会 評議員・副会長・監事をもって構成し、本会の目的を達成するための事業を遂行する。
- 第6章 事 業**
- 第11条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
1) P T A の研修 2) 教育効果を高めるための協力 3) その他
- 附 則 本会則は、前会則を整理改正し、昭和63年4月24日より実施する。
- 附 則 本会則は、第5条から第9条までを改正するとともに、第10条及び第11条を追加し、平成12年4月25日より施行する。
- 附 則 平成13年度の副会長の人数を4名とする。
- 附 則 平成13年4月27日より母親委員会は研修委員会と統合する。
- 附 則 本会則は、第5条と第7条を改正し、平成14年4月25日より実施する。
- 附 則 本会則は、第5条、第7条、第9条、第10条を改正し、平成24年4月1日より実施する。

PTA 役員早わかり（横田小学校）

2022. 4. 15

横田小 PTA 事務局

1 PTA 役員の種類

- 学年選出委員
- (1) 会長 …… 6年生保護者。児童が5年生時に選任副会長となり、6年生時に会長就任。
 - (2) 選任副会長 …… 5年生保護者。児童が6年生時には会長となる。
 - (3) 副会長 …… 3年生保護者、4年生保護者。
 - (4) 監事 …… 1年生保護者、2年生保護者。
 - (5) 幹事 …… 小学校（教頭、事務職員）
 - (6) 評議員 …… 各学年の児童数に準じて1～4名を選出。
 - (7) 地区連絡員 …… 各地区から選出。
 - (8) 学年委員 …… 各学年から選出※

役員数目安

年度当初の児童数	評議員	学年選出委員	合計役員数
24名以上	4～	1	5～
18～23名	3～4	1	4～5
12～17名	2～3	1	3～4
11名以下	1～2	1	2～3

※学年委員についてはこれとは別に選出したり、各学年の評議員・学年選出委員で兼ねて運用することもできます。各学年の実態に応じて決定願います。

2 PTA 役員の仕事

- 学年選出委員
- (1) 会長 …… PTA 代表。町連 P 役員。総会、役員会、評議員会の議長。
 - (2) 選任副会長 …… 会長の補佐。
 - (3) 副会長 …… 会長の補佐。
 - (4) 監事 …… 会計の監査。
 - (5) 幹事 …… 庶務、会計担当。
 - (6) 評議員 …… 専門委員会（保体、生活、会報、研修）を組織。
 - (7) 地区連絡員 …… 地区の連絡調整（リサイクル回収の世話役）。
 - (8) 学年委員 …… 各学年の事業の推進と学級会計の監査（学年親子活動の世話役）。

3 各会合の組織

- (1) 総会（P 会員全員）
- (2) 役員会（会長、副会長、監事、幹事）
- (3) 評議員会（地区連絡委員・学年委員以外のすべての役員）
- (4) 専門委員会（評議員、副会長、監事）



奥出雲町立八川小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は仁多郡奥出雲町立八川小学校PTAと称し、八川小学校の児童の保護者及び教職員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2条 本会の事務局は八川小学校におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員の研修と親睦をはかり、よって家庭、学校、社会における児童の健全な育成を期することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

1. 会員の研修
2. 教育効果を高め、児童の健全な心身の発達を促す活動にかかわること。
3. 環境の整備、その他教育振興にかかわること。

第3章 役 員

第5条 本会の役員は次の通りとする。

- | | | | |
|--------|------------|-----|-------------|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 2名（うち1名は校長） |
| 監 事 | 2名 | | |
| 役 員 | 各地区の割り当てから | | |
| 家庭教育委員 | 1名 | | |

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は役員会で選出し、総会において承認を得るものとする。
- (2) 役員（家庭教育委員を除く）は、各地区会員の互選により決定するものとする。役員決定後、会長、副会長、監事に選任された時は、選任された役員の責任において速やかに後任の役員を選出するものとする。但し、兼任をさまたげない。
- (3) 家庭教育委員は、第2学年及び第3学年の保護者の母親（新年度の第3学年及び第4学年の保護者であり、地区委員に当たらない者）から、互選により1名選出するものとする。

第7条 役員は任期は1年とするが再任は妨げない。但し、任期が過ぎても後任者が決定されるまでは、その任にあたるものとする。補欠役員は前任者の残任期間とする。

第8条 役員は任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、総会、役員会の議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
- (3) 役員は、地区会員を代表し、各専門部に所属し、会務の審議推進及び本会と地区会員との連絡にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 家庭教育委員は、町PTA連合会の事業に協力・参加する。

第4章 会 議

第9条 本会に次の会をおく。

- (1) 総 会 年1回以上開催し、予算、決算、事業計画及び役員承認と会則の変更に関する事項の承認をする。
- (2) 役員会 全役員をもって構成し、総会提出議案について審議したり、本会の会務遂行に参画したりする。
- (3) 専門部会 本会に次の専門部会を置き、役員をもって構成し、本会の目的を達成するため、次の事業の企画推進にあたる。
 - ・総務部 (学校の教育活動への協力支援並びに親睦)
 - ・体育部 (学校の体育活動への協力支援等)

第5章 経 費

第10条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

附 則 本会則は前会則を改正し、平成4年4月1日より施行する。

附 則 本会則は第5条を改正し、平成5年4月28日より施行する。

附 則 本会則は第6条1項を改正し、平成7年4月26日より施行する。

附 則 本会則は第5条並びに第9条4項を改正し、平成9年4月30日より施行する。

附 則 本会則は第6条1項を改正し、平成10年度の総会より施行する。

附 則 本会則は第5条、第8条3項並びに第9条4項を改正し、平成11年4月22日より施行する。

附 則 本会則は第5条及び小字委員の名称を地区委員に改正し、平成17年5月10日より施行する。

附 則 本会則は第6条を改正し、平成18年5月2日より施行する。

附 則 本会則は第5条、6条、8条、9条を改正し、平成22年4月24日より施行する。

但し、第5条の地区委員廃止については、平成23年度から適用する。

附 則 本会則は第9条3項を改正し、平成25年4月19日より施行する。

附 則 本会則は第5条、第6条、第8条を改正し、平成28年4月22日より施行する。

附 則 本会則は第5条、第6条、第8条、第9条を改正し、令和3年4月23日より施行する。

奥出雲町立馬木小学校PTA会則

- 第1条 本会は、仁多郡奥出雲町立馬木小学校PTAと称し、事務局は馬木小学校に置く。
- 第2条 本会は、家庭・学校・社会が協力して児童の福祉を増進し、明るく健康な子どもの育成のための協力・奉仕するをもって目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. よい保護者・よい教職員となるように努める。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童・青少年の生活を補導する。
 3. 児童・青少年の生活環境をよくする。
 4. 公教育を充実することに努める。
 5. その他、必要な活動をする。
- 第4条 本会は、馬木小学校の保護者と教職員並びに本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- 第5条 本会に、学年別PTA・分団連絡員を置く。その細則は、別に定める。
- 第6条 本会に、専門部を置く。その細則は、別に定める。
- 第7条 本会に、次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 3名（男女各1名及び校長）
 3. 監事 2名
 4. 学年委員 各学年1名（単式学級からは2名、特別支援学級については、児童の該当学年に含む）
 5. 事務局長 1名
- 二 役員は分団連絡員を兼ねることができる。
- 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し、会務を統括して会議の議長となる。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 監事は、本会の監査にあたる。
 4. 学年委員は、本会の活動並びに運営にあたる。
 5. 事務局長は、事務局を統括し、会務を処理する。
- 第9条 役員は、次の方法で選出し、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した者は、前任者の残任期間とする。
- 任期満了といえども、後任者決定までは引き続いてその任にあたる。
1. 会長・副会長・監事は、選考委員会において選出、総会で報告する。
 2. 三役選出後、学年別PTAで学年委員を選出し、選出された委員をもって本会の役員会を構成し、総会で報告する。
 3. 事務局長は、会長が委嘱する。
- 二 三役を選出する選考委員会は、以下のとおりとする。
1. 選考委員会は、会長が招集する。
 2. 選考委員会は、学年委員で構成し、選考委員長を互選する。
 3. 選考委員長の判断により、会長・副会長を選考委員として加えることができる。
- 第10条 本会の会議は、総会・役員会・専門部会とする。総会・役員会は会長が招集し、専門部会は、専門部長が招集する。
1. 総会は、年1回定期的開催し、予算・決算及び事業計画の承認をする。なお、重要事項について役員会で認められた場合に、総会で審議し決議することができる。また、会長が必要と認めた場合には、臨時に総会を開催することができる。
 2. 役員会は、年2回定期的開催し、事業及び予算その他の審議をし計画立案する。また、会長が必要と認めた場合には、臨時に役員会を開催することができる。
 3. 専門部会は、専門部の事業について協議し、計画立案・運営にあたる。
 4. 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第11条 本会の経費は、会費並びに寄付金・その他をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第13条 本会の会則は、総会の承認を得なければ変更することができない。
- 第14条 本会の会務処理に関する細則規定等は役員会において定める。

附 則 本会の会則は、昭和25年4月1日より施行する。

昭和42年	4月15日	一部改正施行。	昭和47年	4月20日	一部改正施行。
平成元年	2月5日	一部改正施行。	平成4年	3月6日	一部改正施行。
平成6年	3月9日	一部改正施行。	平成17年	4月22日	一部改正施行。
平成22年	3月12日	一部改正施行。	平成27年	4月25日	一部改正施行。
令和3年	2月18日	一部改正施行。	令和4年	4月22日	一部改正施行。

奥出雲町立馬木小学校PTA組織細則

[組織細則(1)]

- 第1条 この細則は、奥出雲町立馬木小学校PTA会則（以下会則という）第5条にもとづいて定める。
- 第2条 学年別にPTAを置く。学年PTAは、その学年に在籍する児童の保護者と学年担任教員をもって組織する。
- 第3条 学年PTAに、次の役員を置く。
1. 学年委員 単式学級は2名選出する。内1名は委員長とする。
複式学級は各学年から1名選出する。内1名は委員長とする。
特別支援学級については、児童の該当学年を含む。
- 第4条 役員は、学年別に選出し、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 第5条 役員は、学年PTAの運営にあたるとともに、本会の役員として活動を行う。
- 第6条 2以上の学年委員を兼ねることはできない。2以上の学年から選出された場合は、高学年を優先する。
- 第7条 分団別に分団連絡員を置く。
- 第8条 分団連絡員は、役員には属さない。
- 二 分団連絡員は、役員を兼ねることができる。
- 第9条 分団連絡員は若干名とし、分団会員の中から選出承認し、分団の活動並びに連絡にあたる。
- 第10条 この細則に定めない事項は、本会の会則並びに細則に反しない限りその都度協議して決める。
- 第11条 この細則の改廃は、役員会で行う。
- 附 則 この細則は、平成 元年2月5日から施行する。
- | | |
|------------|---------|
| 平成 4年3月 6日 | 一部改正施行。 |
| 平成 6年3月 9日 | 一部改正施行。 |
| 平成 8年3月 8日 | 一部改正施行。 |
| 平成10年4月17日 | 一部改正施行。 |
| 平成12年9月 1日 | 一部改正施行。 |
| 平成17年4月15日 | 一部改正施行。 |
| 平成27年4月25日 | 一部改正施行。 |
| 令和 3年2月18日 | 一部改正施行。 |

[組織細則2]

- 第1条 この細則は、奥出雲町立馬木小学校PTA会則（以下会則という）第6条にもとづいて定める。
- 第2条 本会に、次の専門部を置く。
1. 総 務 部 各専門部の連絡調整、どの部にも属さない活動の処理、環境整備活動等に関する事。
 2. 研 修 部 研修活動、広報活動等に関する事。
 3. 生活指導部 生活指導、安全指導等に関する事。
 4. 厚 生 部 厚生活動、保健体育的活動等に関する事。
- 第3条 各専門部は、本会全会員で構成する。
- 第4条 各専門部に、部長・副部長（各1名）を置く。
- 二 部長・副部長は、学年委員より選出する。但し、総務部は、会長・副会長がその任にあたる。
- 第5条 各専門部は、随時部会を開催し、事業の企画立案その他必要事項について協議し活動する。
- 第6条 各専門部の経費は、本会の予算においてこれを定める。
- 第7条 この細則に定めない事項は、役員会において協議決定する。
- 第8条 この細則の改廃は、役員会で行う。
- 附 則 この細則は、平成 元年2月 5日から施行する。
- | | |
|------------|---------|
| 平成 8年3月 8日 | 一部改正施行。 |
| 平成17年4月15日 | 一部改正施行。 |
| 平成27年4月25日 | 一部改正施行。 |